

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務 基礎項目評価書【令和7年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務
②事務の概要	春日部市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号利用条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・私立幼稚園就園奨励費補助金の交付の申請に係る事実についての認定に関する事務 (1)住所要件等の資格確認 (2)補助金額の区分判定にあたり、世帯の所得情報（市町村民税額）の確認
③システムの名称	1. 就園奨励システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就園奨励情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 令和1年6月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 令和1年6月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
[基礎項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☒ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	公表日	2015/12/28	2019/6/28	事後	
令和1年6月28日	1. 関連情報	1. 就園奨励システム	1. 就園奨励システム	事後	
令和1年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り 3. 個人番号の利用	2. 共通基盤(連携・統合宛名)	2. 共通基盤(連携・統合宛名)	事後	
令和1年6月28日	法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の2の	実施する	事後	
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	—	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担 当部署	福祉部 保育課	こども未来部 保育課	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担 当部署	—	保育課長	事後	
令和1年6月28日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	市民生活相談課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	事後	
令和1年6月28日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	市民生活相談課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	事後	
令和1年6月28日	1. 対象人数	平成27年12月18日 時点	令和元年6月28日 時点	事後	
令和1年6月28日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	令和元年6月28日 時点	事後	
令和2年3月31日			表紙の終了日を追記	事後	
令和7年7月18日	評価書名	【令和2年3月31日終了】	【令和7年3月31日終了】	事後	
令和7年7月18日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③システムの名称	2. 共通基盤(連携・統合宛名)	2. 団体内統合宛名システム	事後	
令和7年7月18日	個人番号の利用 法令上の根 拠	・春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年12月18日条例 第37号) : 条例第4条第1項 別表第1の2の項 : 条例第4条第1項 別表第2の6の項 ・春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例施行規則(平成27年12月 18日規則第71号) : 施行規則第3条 別表第1の2(条例別表第1 の2の項) : 施行規則第4条 別表第2の6(条例別表第2 の6の項)	削除	事後	
令和7年7月18日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)	番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の 制限)	事後	
令和7年7月18日	請求先および連絡先の住所	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事後	
令和7年7月18日	Ⅵ リスク対策 8. 人手を介 在させる作業	新規項目のため記載なし	[十分である] マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会 を行う際には4情報又は住所を含む3情報による 照会を行うことを厳守している。また、保育に 関する事務では、上記のほか、下記の局面で 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在 するが、いずれの局面においても複数人での確 認を行うようにしており、人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報 のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書 の廃棄	事後	
令和7年7月18日	Ⅵ リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策	新規項目のため記載なし	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 [十分である] 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入 手するため、目的外の入手が行われることはな い。その上で、事務に必要な情報を入力す ることがないよう、申請書様式において、手続 に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記 載している。また、就園奨励システムへの入力 に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様 としているほか、作業者と別の者によるダブル チェックを経なければ、処理完了することができ ない仕組みとなっている。これらの対策を講じて いることから、目的外の入手が行われるリスク への対策は「十分である」と考えられる。	事後	